

第69号議案

豊川市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

豊川市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年8月25日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

豊川市精神障害者医療費支給条例（平成8年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「受けている者」の次に「（次号に該当する者を除く。）」を加える。

第4条第1項中「第3条第1項第1号に該当する」を削り、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）」を「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める医療」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第3条第1項第1号に該当する者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）

(2) 第3条第1項第2号に該当する者 疾病又は負傷に係る医療

第4条第3項中「いう。）は」の次に「、病院、診療所、薬局その他のもの（第3条第1項第1号に該当する者にあつては）」を加え、「（以下「指定医療機関」を「に限る。以下「医療機関等」に、「精神通院医療」を「医療（第3条第1項第1号に該当する者にあつては、精神通院医療に限る。以下同じ。））」に、「当該指定医療機関」を「当該医療機関等」に改める。

第5条第1項中「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額を」を「受給者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合（付加給付に

あつては、当該給付が行われる場合を含む。)において、当該医療に関する給付の額(その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは」に、「対し、」を「対し、その満たない額に相当する額を」に改め、同項ただし書中「精神通院医療又は精神病床への入院治療」を「当該受給者の疾病又は負傷」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「指定医療機関」を「医療機関等」に、「精神通院医療」を「医療」に改める。

第7条中「疾病」の次に「又は負傷」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊川市精神障害者医療費支給条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受給資格者が受けた医療に関する給付から適用し、施行日前に受給資格者が受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。
- 3 受給者証の申請及び交付の手続は、施行日前においても新条例第4条第1項及び第2項の規定の例により行うことができる。
- 4 この条例の施行の際現に新条例第3条第1項第2号に該当する者については、当分の間、新条例第5条第1項中「受給者」とあるのは、「受給資格者」と読み替えて同項の規定を適用する。

理 由

この案を提出するのは、精神障害者の保健の向上と福祉の増進を図るため、精神障害者に係る医療費の支給制度を拡充する必要があるからである。